

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	区立住宅に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、区立住宅に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住宅管理業務を指定管理者へ委任している。情報の不正使用対策として、業者選定の際に業者の情報保護体制を確認し、秘密保持に関し契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

港区長

公表日

令和5年6月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	区立住宅に関する事務
②事務の概要	港区立住宅条例及び港区立住宅施行規則に基づく住宅管理全般 (事務の概要) ○ 住宅申込関連 特定個人情報ファイルを利用する、募集から入居対象者の資格審査を行う事務 ○ 住宅管理 特定個人情報ファイルを利用する、入居から退居するまでに行う事務 (対象住宅) 区立住宅シティハイツ高輪、区立住宅シティハイツ赤坂、区立住宅シティハイツ港南
③システムの名称	1住宅管理システム 2税務システム 3福祉総合システム 4システム共通基盤
2. 特定個人情報ファイル名	
区立住宅管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項 2 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条別表第一 第16項 別表第二 第15項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	街づくり支援部 住宅課
②所属長の役職名	住宅課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒105-8511東京都港区芝公園一丁目5番25号 港区街づくり支援部 住宅課 住宅管理係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	港区街づくり支援部 住宅課 住宅管理係 03-3578-2266

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1住宅管理システム 2税務システム 3システム共通基盤	(特定公共賃貸住宅) 1住宅管理システム 2税務システム 3福祉総合システム 4システム共通基盤 5中間サーバー (区立住宅) 1住宅管理システム 2税務システム 3福祉総合システム 4システム共通基盤	事後	①特定公共賃貸住宅に関する事務が法定事務になったため ②使用するシステムの追加があったため
平成27年12月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	(仮称)港区特定個人情報の保護、利用及び提供に関する条例(案)	(特定公共賃貸住宅) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 第61項の2 (区立住宅) 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項 2 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号) 第11条の2第1項別表第一 第14項 第11条の2第2項別表第二 第11項	事後	①特定公共賃貸住宅に関する事務が法定事務になったため ②根拠条例の追記をしたため
平成27年12月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	特定公共賃貸住宅に関する事務が法定事務になったため
平成27年12月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(特定公共賃貸住宅) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠)第85項の2	事後	特定公共賃貸住宅に関する事務が法定事務になったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	(区立住宅) 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項 2 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号) 第11条の2第1項別表第一第14項 第11条の2第2項別表第二 第11項	(区立住宅) 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項 2 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号) 第11条の2第1項別表第一第16項 第11条の2第2項別表第二 第15項	事後	根拠条例の項番修正
平成28年6月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 港区特定公共賃貸住宅条例及び港区特定公共賃貸住宅施行規則に基づく住宅管理全般(事務の概要) ○ 住宅申込関連 特定個人情報ファイルを利用する、募集から入居対象者の資格審査を行う事務 ○ 住宅管理 特定個人情報ファイルを利用する、入居から退去するまでに行う事務(対象住宅) 特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜、特定公共賃貸住宅シティハイツ港南、特定公共賃貸住宅シティハイツ竹芝、特定公共賃貸住宅シティハイツ桂坂、特定公共賃貸住宅シティハイツ神明 2 港区立住宅条例及び港区立住宅条例施行規則に基づく住宅管理全般(事務の概要) ○ 住宅申込関連 特定個人情報ファイルを利用する、募集から入居対象者の資格審査を行う事務 ○ 住宅管理 特定個人情報ファイルを利用する、入居から退去するまでに行う事務(対象住宅) 区立住宅シティハイツ高輪、区立住宅シティハイツ赤坂、区立住宅シティハイツ港南	港区立住宅条例及び港区立住宅条例施行規則に基づく住宅管理全般(事務の概要) ○ 住宅申込関連 特定個人情報ファイルを利用する、募集から入居対象者の資格審査を行う事務 ○ 住宅管理 特定個人情報ファイルを利用する、入居から退去するまでに行う事務(対象住宅) 区立住宅シティハイツ高輪、区立住宅シティハイツ赤坂、区立住宅シティハイツ港南	事後	特定公共賃貸住宅に関する事務が法定事務になったため、別の評価書に記載
平成28年6月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(特定公共賃貸住宅) 1住宅管理システム 2税務システム 3福祉総合システム 4システム共通基盤 5中間サーバー (区立住宅) 1住宅管理システム 2税務システム 3福祉総合システム 4システム共通基盤	1住宅管理システム 2税務システム 3福祉総合システム 4システム共通基盤	事後	特定公共賃貸住宅に関する事務が法定事務になったため、別の評価書に記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1区立住宅管理ファイル 2特定公共賃貸住宅管理ファイル	区立住宅管理ファイル	事後	特定公共賃貸住宅に関する事務が法定事務になったため、別の評価書に記載
平成28年6月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(特定公共賃貸住宅) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 第61項の2 (区立住宅) 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項 2 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号) 第11条の2第1項 別表第一 第16項 第11条の2第2項 別表第二 第15項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項 2 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号) 第11条の2第1項 別表第一 第16項 第11条の2第2項 別表第二 第15項	事後	特定公共賃貸住宅に関する事務が法定事務になったため、別の評価書に記載
平成28年6月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	未定	事後	区立住宅に関する事務についての情報連携は未定のため
平成28年6月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定公共賃貸住宅) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠)第85項の2	削除	事後	特定公共賃貸住宅に関する事務が法定事務になったため、別の評価書に記載
平成28年6月15日	表紙 評価書名	住宅貸付に関する事務	区立住宅に関する事務	事後	評価書の内容が区立住宅の内容のみになったため
平成28年6月15日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	港区は、住宅貸付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	港区は、区立住宅に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	評価書の内容が区立住宅の内容のみになったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	住宅貸付に関する事務	区立住宅に関する事務	事後	評価書の内容が区立住宅の内容のみになったため
平成28年6月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	対象人数を再判断したため
平成28年6月15日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	対象人数を再判断したため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	①街づくり支援部 都市計画課 ②住宅担当課長 増田 裕士	①街づくり支援部 住宅課 ②住宅課長 増田 裕士	事後	組織改正があったため
平成29年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒108-8511東京都港区芝公園一丁目5番25号 港区街づくり支援部 都市計画課 住宅管理係	〒108-8511東京都港区芝公園一丁目5番25号 港区街づくり支援部 住宅課 住宅管理係	事後	組織改正があったため
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	港区街づくり支援部 都市計画課 住宅管理係 03-3578-2266~9	港区街づくり支援部 住宅課 住宅管理係 03-3578-2266	事後	組織改正があったため
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成28年6月1日	平成29年4月1日	事後	組織改正があったため
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	①街づくり支援部 住宅課 ②住宅課長 増田 裕士	①街づくり支援部 住宅課 ②住宅課長 野口 孝彦	事後	人事異動があったため
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	対象人数を再判断したため
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住宅課長 野口 孝彦	住宅課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IV リスク対策 全項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月21日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	2 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号) 第11条の2第1項 別表第一 第16項 第11条の2第2項 別表第二 第15項	2 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第一 第16項 別表第二 第15項	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため